12　国土交通大臣は、前項の規定により金額を定めたときは、これを告示する。

13　法第四十一条の十九の三第六項に規定する耐久性向上改修標準的費用額が五十万円を超えるものであることその他の政令で定める要件を満たすものは、次に掲げる要件を満たす工事とする。

一　耐久性向上改修工事等の法第四十一条の十九の三第六項に規定する耐久性向上改修標準的費用額が五十万円を超えること。

二　耐久性向上改修工事等をした家屋の当該耐久性向上改修工事等に係る部分のうちにその者の居住の用以外の用に供する部分がある場合には、当該居住の用に供する部分に係る当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額が当該耐久性向上改修工事等に要した費用の額の二分の一以上であること。

三　耐久性向上改修工事等をした家屋が、その者のその居住の用に供される第三項第三号イ又はロに掲げる家屋（その家屋の床面積の二分の一以上に相当する部分が専ら当該居住の用に供されるものに限る。）のいずれかに該当するものであること。

四　耐久性向上改修工事等をした家屋が、その者が主としてその居住の用に供すると認められるものであること。

第二十七条の二第一項中「政令」を「債券現先取引（以下この項及び第九項において「債券現先取引」という。）に係る同条第一項に規定する政令」に、「同項」を「同条第六項第二号」に、「にあつては」を「には」に改め、同項第一号中「所得税法施行令第二百八十三条第三項に規定する」及び「（次号及び第三号において「債券現先取引」という。）」を削り、同項第二号中「約定」の下に「（当該債券現先取引につき所得税法第百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払をする特定金融機関等が法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人である場合には、これに類するものとして財務省令で定める約定）その他債券現先取引に係る債券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険を減少させるための約定として財務省令で定める約定」を加え、同条第二項中「あつては、その」を「は、その」に改め、「で次に掲げる要件（特定金融機関等が日本銀行である場合にあつては、第一号及び第三号に掲げる要件）を満たすもの」を削り、同項各号を削り、同条第十五項中「特定金融機関等は、非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間で法第四十二条の二第一項に規定する債券現先取引若しくは証券貸借取引に係る契約が締結されたとき又は当該」を「次の各号に掲げる特定金融機関等は、当該各号に定めるとき、又は」に、「者から同条第八項に規定する申告書」を「外国金融機関等若しくは特定外国法人から異動申告書」に、「同条第十項」を「法第四十二条の二第十二項」に改め、同項に次の各号を加える。

一　特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人を除く。）　非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等若しくは特定外国法人との間で、同条第一項に規定する振替債等に係る特定債券現先取引等（以下この項において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。）若しくは同条第三項に規定する振替国債に係る特定債券現先取引（次号において「振替国債に係る特定債券現先取引」という。）（これらの取引のうち、特定金融機関等（同条第六項第二号ロに掲げる法人に限る。）又は外国金融機関等（同条第六項第一号ロに掲げる外国法人に限る。）が金融商品債務引受業又は金融商品債務引受業と同種類の業務としてこれらの取引に基づく債務を引受け等により負担したものを除く。）に係る契約が締結されたとき、又は非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等のうち同条第六項第一号ロに掲げる外国法人との間で、当該外国金融機関等が金融商品債務引受業と同種類の業務として他の外国金融機関等（同号ロに掲げる法人を除く。）との間の振替債等に係る特定債券現先取引等に基づく債務を引受け等により負担した場合における当該債務の引受け等に係る契約が締結されたとき。

二　特定金融機関等のうち法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げるもの　非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等若しくは特定外国法人との間で、振替債等に係る特定債券現先取引等若しくは振替国債に係る特定債券現先取引に係る契約が締結されたとき、又は非課税適用申告書を提出した外国金融機関等若しくは特定外国法人との間で、当該特定金融機関等が金融商品債務引受業として他の特定金融機関等（同号ロに掲げる法人を除く。）と当該非課税適用申告書を提出した者との間の振替債等に係る特定債券現先取引等若しくは振替国債に係る特定債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担した場合における当該債務の引受け等に係る契約が締結されたとき。

第二十七条の二第十五項を同条第二十三項とし、同条第十四項を削り、同条第十三項中「第四十二条の二第五項」を「第四十二条の二第七項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十二項中「第四十二条の二第八項に規定する」を「第四十二条の二第十項各号に定める」に、「この項から第十四項まで」を「この条」に改め、「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項を同条第二十一項とし、同条第十一項中「第四十二条の二第七項」を「第四十二条の二第九項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十項中「第四十二条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を、「同条第二項」の下に「又は第四項」を、「同条第一項」の下に「又は第三項」を加え、「同項」を「これら」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第九項中「第四十二条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、「同条第十項」を「同条第十二項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第八項中「第四十二条の二第一項」の下に「又は第三項」を、「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を、「に特定利子」の下に「（同条第五項に規定する特定利子をいう。以下第十九項までにおいて同じ。）」を加え、「第十二項及び第十三項」を「第二十一項及び第二十二項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第七項中「外国金融機関等（法第四十二条の二第四項第一号に規定する外国金融機関等をいう。以下この条において同じ。）のうち同号イ」を「法第四十二条の二第一項の外国金融機関等（同条第六項第一号イ」に、「が法第四十二条の二第二項各号」を「に限る。）が同条第二項各号」に、「は、当該」を「及び同条第一項の外国金融機関等（同条第六項第一号ロに掲げる外国法人に限る。）に係る同条第二項に規定する他の外国金融機関等が同項各号に掲げる外国法人に該当するかどうかの判定は、同条第一項の」に、「同条第五項」を「同条第七項」に改め、「特定利子（」を削り、「特定利子をいう。以下この条において同じ。）」を「支払を受ける利子」に改め、同項を同条第八項とし、同項の次に次の八項を加える。

9　法第四十二条の二第三項に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件（特定金融機関等が日本銀行である場合には、第二号に掲げる要件を除く。）とする。

一　債券現先取引において債券の譲渡の日又は購入の日からその債券の買戻しの日又は売戻しの日までの期間が三月を超えないこと。

二　債券現先取引に関し、金融機関等が行う特定金融取引の一括清算に関する法律第三条に規定する一括清算の約定（当該債券現先取引につき所得税法第百六十一条第一項第十号に掲げる利子の支払をする特定金融機関等が法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人である場合には、これに類するものとして財務省令で定める約定）その他債券現先取引に係る債券の価格の変動その他の理由により発生し得る危険を減少させるための約定として財務省令で定める約定をしていること。

三　債券現先取引に係る債券の当該債券現先取引の約定をした日における価額が当該債券現先取引につき約定をした価格の百分の七十五以上であること。

四　債券現先取引に係る利率が、当該債券現先取引の約定をした日の前日以前三月間のコール資金の貸付けに係る利率のうち最も高いものとして財務省令で定める利率に二を乗じて得た率に百分の一を加えた率以下であること。

五　次に掲げる債券現先取引の区分に応じそれぞれ次に定める要件

イ　法第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）が支払を受ける所得税法第百六十一条第一項第十号に掲げる利子（法第四十二条の二第三項の規定の適用を受けようとするものに限る。ロにおいて「対象利子」という。）に係